

精神保健福祉法に規定する入院届出等の作成の手引き

富山県精神医療審査会
(平成 21 年 9 月 16 日作成)
平成 26 年 4 月 1 日改正
令和元年 7 月 17 日改正
令和 6 年 7 月 17 日改正

I 共通事項

1 法定提出期限の厳守

法定期限までに、提出先の厚生センター・保健所に必着するように提出してください。ただし、届出の期限が、行政機関の休日に当る場合は、休日の翌日をもってその期限とみなします。この場合、受理日は「発送日」ではなく、「到着日」となりますのでご注意ください。

(1) 医療保護入院者の入院届

入院日の翌日から起算して 10 日以内（例：令和 6 年 4 月 2 日医療保護入院の場合は、令和 6 年 4 月 12 日までに提出）

(2) 医療護入院者の入院期間更新届

更新をしたときは、入院期間満了日の翌日を起算日として 10 日以内（例：令和 6 年 7 月 2 日が入院期間満了日の場合は、令和 6 年 7 月 3 日から 12 日までに提出）

(3) 措置入院者の定期病状報告書

措置入院が採られた日の属する月の翌月を初月として、3 か月後、6 か月後、それ以降は 6 か月毎に行う。（例：令和 6 年 4 月 21 日措置入院の場合は、初回提出は令和 6 年 7 月末日まで、第 2 回提出は令和 6 年 10 月末日まで、第 3 回提出は令和 7 年 4 月末日まで）

措置入院で転院した場合の提出月は、転院日ではなく、措置入院開始年月から起算してください。

2 記載方法

(1) 記載・選択必要事項は、漏れなく記載・選択してください。審査上、記

載内容に疑義がある場合には、当審査会より問い合わせをさせていただいておりましたが、「内容」以前の単純な記載漏れや記載誤りと思われる事例も多数見受けられます。提出の際には、今一度ご確認ください。

- (2) 医療以外の職種の委員（法律委員、有識委員）も審査を行うため、医療関係者以外にも患者の症状が理解できるよう、難解な専門用語やアルファベット等での記載、略号での表現を避けてください。また、薬剤名や商品名を記載する場合は、「薬の種類」（抗精神病薬、抗不安薬、抗うつ薬、睡眠薬等）に続いて括弧書きで薬剤名や商品名を付記する形で記載してください。
- (3) 印字は小さすぎないように、パソコンの場合、文字ポイントは9ポイント以上としてください。また、直筆の場合は、読みやすく丁寧な字で記載してください。

3 書類の保管について

入院届、更新届、定期病状報告書、同意書、医療保護入院者退院支援委員会審議記録については、入院中の保管は当然ですが、退院後も5年間の保管が必要です。

II 医療保護入院届について

1 法定提出期限の厳守（再掲）

入院日の翌日から起算して10日以内に提出先の厚生センター・保健所に届くように提出してください。提出にあたっては、同意書、また入院に際しては同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは、選任書等の写しを添付してください。また、受理日は「発送日」ではなく、「到着日」となりますので、ご注意ください。

2 記載時の留意事項

(1) 「日付」欄

入院届を提出する年月日を記載してください。

(2) 「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- ① 入院患者本人の特定に関わる重要な事項ですので、記載漏れのないようにしてください。氏名が旧字の場合は、略字ではなく正確に記載してください。
- ② 生年月日は届出日現在の満年齢を記載してください。

- ③ 入院患者の住所は原則として住民登録上の住所を記載してください。
- ④ 同意書と矛盾がないように記載してください。

(3) 「家族等の同意により入院した年月日」欄

- ① 家族等の同意により入院した年月日を記載してください。
- ② 入院継続中に入院形態が他の形態から法第 33 条第 1 項による医療保護入院に変更となった場合は、最初に入院した日（今回の入院年月日）ではなく、医療保護入院（法第 33 条第 1 項）に変更となった日を記載してください。

(4) 「今回の入院年月日・入院形態」欄

- ① 入院形態に関わらず、今回入院となった年月日及び入院形態を記載してください。この「今回の入院」には、特定医師による入院を含みます。その場合は、「法第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「法第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「法第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載してください。
- ② 複数の入院形態で継続入院している場合は、形態を時系列で記載してください（日付は記載しなくてもよい）。なお、今回の医療保護入院は省略しても差し支えありません。

(5) 「今回の医療保護入院の入院期間」欄

入院期間は、家族等の同意により入院した日から 3 か月を上限とした年月日を記載してください。

例) 入院日が令和 6 年 4 月 7 日の場合は、入院期間の上限は、令和 6 年 7 月 7 日までとなります（3 か月以内）
--

(6) 「第 34 条による移送の有無」

必ず「有り」又は「なし」のいずれかを○で囲んでください。

(7) 「病名」欄

- ① 「主たる精神障害」欄については、法第 5 条の定義による国際疾病分類第 10 版（以下「ICD-10」という）に基づいた精神障害の病名であって、かつ医療及び保護のために一定期間の入院が必要であると認められるものを記載してください。

例 1) 単純酩酊や急性アルコール中毒、家庭内暴力といった診断名は原則としてこれに該当しません。
--

例 2) 主たる精神障害が知的障害（精神遅滞あるいは認知症）である場合、

医学的見地から医療及び保護を必要としている具体的な症状について明確にさせていただく必要があります。

例3) 神経症圏 (ICD-10 では F4) の疾患は、解離性 (転換性) 障害 (F44) 以外は、通常それ単独では保護のための入院を要する病態ではないので、「主たる精神障害」欄にその神経症圏の疾患 (たとえばパニック障害 (F41.0)) を記載するとともに、「従たる精神障害」欄に医療保護入院を要する別の精神障害の病名 (たとえば、情緒不安定性パーソナリティ障害 (F60.3)) を記載してください。あるいは、保護を要する状態が別の疾患として病名を特定できない場合には、「主たる精神障害」欄に神経症圏の疾患 (たとえばパニック障害 (F41.0)) を記載するとともに、「医療保護入院の必要性」欄に、保護を要する状態であることを具体的かつ明確に記載してください。

例4) 神経症圏の疾患である全般性不安障害で通院治療中の患者が、処方薬の大量服用による急性薬物中毒で昏睡状態を呈して緊急入院したような場合には、「主たる精神障害」欄に急性薬物中毒 (F13.05)、「従たる精神障害」欄にたとえば全般性不安障害 (F41.1)、「身体合併症」欄に急性薬物中毒あるいは意識障害というように記載してください。

例5) 例4と同様の事態が統合失調症の患者で生じた場合には、「主たる精神障害」と「従たる精神障害」の記載は、そのときの患者の症状のあり方によってご考慮ください。すなわち、大量服薬による自殺企図が妄想や幻覚などの精神病症状とともに生じている場合には、「主たる精神障害」欄に統合失調症 (F20)、「従たる精神障害」に急性薬物中毒 (F13.05) を記載することになります。いっぽう、統合失調症であっても、他の精神病症状がないか軽微であって、意識障害を呈して入院の同意を得られない間だけの状況であれば、「主たる精神障害」に急性薬物中毒 (F13.05)、「従たる精神障害」に統合失調症 (F20) を記載する場合もあります。

- ② 「主たる精神障害」と「従たる精神障害」の ICD カテゴリーは、診断名と対応する F コードと数字 2 桁又は 3 桁 (たとえば妄想型統合失調症 F20.0) が望ましいのですが、やむをえない場合でも最低 3 桁のもの (たとえば統合失調症 F20) を記載してください。

例1) アルツハイマー病 (G30) →アルツハイマー病の認知症 (F00)

例2) てんかんは、ICD-10 において G コードで分類されており、「身体合併症の病名」欄に記載してください。なお、てんかん性精神病は、器質性妄想性 (統合失調症様) 障害 (F06.2) や器質性人格障害 (F07.0) に含まれることがあります。

- ③ 主たる精神障害に併存する別の精神障害がある場合に、「従たる精神障害」欄を記載してください。主たる精神障害に含まれる状態像などの診断名を「従たる精神障害」欄に記載する必要はありません。

例) 「主たる精神障害」欄に統合失調症 (F20)、「従たる精神障害」欄に精神運動興奮状態→「主たる精神障害」欄に統合失調症 (F20) 記載するのみ。

- ④ 器質性精神障害の場合には、単なる「器質性精神障害」や「認知症」では ICD-10 の F コードは F0 という 2 桁になってしまいますので適切ではありません。3 桁の疾患を特定するとともに、基礎となる身体疾患を特定できる時はそれを「身体合併症」欄に記載してください。基礎となる身体疾患を特定できない時には、「生活歴及び現病歴」欄に器質性であることが分かる記載が必要です。
- ⑤ 医療保護入院が、指定医の行った医学診断評価を根拠として、基本的人権を制限する行為であるという事実を鑑み、その判断の当否が後の当事者間の係争の論点にならないよう配慮することも必要であることから、判断の透明性の観点からも、その時点で判断できる限りにおいて詳細な記載をすることにご協力ください。

例 1) 認知症 (F0) → 特定不能の認知症 (F03)

例 2) 器質性精神障害 (F0) → 「主たる精神障害」欄に血管性認知症 (F01)、「身体合併症」欄に脳梗塞後遺症

- ⑥ 「入院届」を提出する前に病名を確定することが原則ですが、初診のため入院届の提出期間内に精神疾患の病名を確定できない場合は、病名欄は「暫定診断」とし、「生活歴及び現病歴」欄に暫定診断であることを記載してください。この場合、暫定診断に基づいて ICD カテゴリーを記載してください。

例) 精神運動興奮状態 (統合失調症：暫定診断 F20)

- ⑦ 病名と「生活歴及び現病歴」欄、「現在の精神症状・その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像」欄の内容との整合性が保たれていることが必要です。また、「医療保護入院の必要性」欄の記述にも矛盾がないことが必要です。

(8) 「生活歴及び現病歴」欄

- ① 生活歴は簡潔に記載し、推定発病年月と当時の精神症状について具体的に記載してください。
- ② 長期に亘る入院がある場合や入院歴が多い場合でも、初回入院時の症状を具体的に記載するとともに、他の精神科病院の受診歴についても記載し

てください。また、今回の入院時の生活状況及び具体的な異常言動、病名に適合する入院時の症状を記載してください。

- ③ 今回の入院が任意入院であって、それから医療保護入院への変更の場合は、変更となった経緯及び精神症状を具体的に記載してください。
- ④ 陳述者氏名と続柄は情報の出所を明らかにするために必要な項目ですので、必ず記載してください。診療録以外に適切な情報の出所が確認できない場合には「診療録」と記載してください。なお、陳述者が死亡した場合には、「亡父」「亡母」等と記載してください。
- ⑤ 特定医師の診察により入院した場合には、「特定医師の採った措置の妥当性」についても記載してください。

(9)「初回・前回入院期間・初回から前回までの入院回数」欄

- ① 入院患者の医療状況を明らかにするため、入院歴がある場合は他の精神科病院での入院歴を含めたものを必ず記載してください。
- ② 「生活歴及び現病歴」欄との整合性ある記載をしてください。
- ③ かなり以前の入院歴であることや他の精神科病院での入院歴であることにより、不明の場合はその旨記載し、空欄としないようにしてください。
- ④ 初回から前回までの入院回数は入院形態の変更回数ではなく、病院を実際に入退院した回数を記載してください。なお、精神科診療所及び精神科以外の入院歴は計上しないでください。

(10)「現在の精神症状・その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像」欄

- ① 国際生活機能分類（ICF）の項目に準拠している「現在の精神症状」の諸項目につき当てはまるものを選択してください。次いで、医療保護入院の必要性の判断に関連する「その他の重要な症状」や「問題行動等」があれば、記載してください。その上で、これらを総括するように「現在の状態像」を当てはまるものにつき選択してください。
- ② 「現在の精神症状」においては、一般にこの書類作成までの過去数ヶ月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置き、該当項目を選択してください。
- ③ 「現在の状態像」において、用意された状態像に当てはまるものがなければ、「(10) その他」欄に適切な状態像を記載し、必ず何らかの状態像を選択あるいは記載するようにしてください。
- ④ 病名欄の記載と本欄の内容との整合性が保たれていることが必要です。

例1) 主たる精神障害がアルツハイマー型認知症となっているのに、本欄のⅡ知能、Ⅲ記憶欄に全く記載がないのは適切ではありません。

例 2) 主たる精神障害がアルコール依存症となっているのに、本欄「その他の重要な症状」(3) 物質依存(アルコール)が選択・記載されていないのは適切ではありません。ただし、アルコール依存症が従たる精神障害である場合には、必ずしもアルコールの物質依存が「その他の重要な症状」として認められないこともあるので、この限りではありません。

例 3) 精神遅滞が「従たる精神障害」に記載された場合や、「身体合併症の病名」欄にてんかんの記載がある場合に、本欄の「知能」や「てんかん発作」等にチェックが必要です。

例 4) 主たる精神障害が認知症や精神遅滞に該当する診断名やアルコール依存症の場合には、医療保護入院を必要とする随伴症状や問題行動についての該当項目の選択や記載が必要です。

(11)「医療保護入院の必要性」欄

医療保護入院を行うには、法 33 条第 1 項により、次の①から③の全てに該当することが必要です。本欄については、②及び③について具体的に記載してください。また、本人の同意に基づいた入院が行われるよう努めたこと、その結果、入院治療の同意が得られなかった事実の記載を含めて具体的に明記してください。

- ① 精神障害者であること
- ② 医療及び保護のため入院の必要のある者であること
- ③ 当該精神障害のために任意入院が行われる状態にない者であること

(12)「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄

- ① 診断した精神保健指定医自身の署名又は記名・押印してください。
くずしたサインのような署名がみられることがあります。誰もが判読できる書体で丁寧に書いてください。
- ② 特定医師の判断により入院した場合にあっては、特定医師の署名、確認した指定医の署名と、指定医が診察した年月日と時間を記載してください。また、この「指定医の確認」により、「入院が妥当でない」とされた場合にあっても、一旦特定医師による医療保護入院が行われた場合は、届を提出する必要がありますが、その場合には、「入院が妥当でないと判断した場合の理由」を記載してください。

(13)「選任された退院後生活環境相談員の氏名」欄

選定された退院後生活環境相談員の氏名を記載ください。

(14)「同意した家族等」欄

法 33 条第 1 項の医療保護入院は家族等の同意があつてはじめて行うことができることから、家族等の氏名・性別・生年月日・住所・入院患者との関係を漏れなく記載してください。

- ① 同意書の同意年月日は「家族等の同意により入院した年月日」と同日、又は同日より前となります。
- ② 扶養義務者がいるにもかかわらず、行方不明、心神喪失等で家族等としての役割を行うことができないために居住地の市町村長の同意を必要とする場合は、その理由を余白ないしは別紙にご記入ください。
- ③ 未成年者の親権者から医療保護入院の同意を得る際には、原則として父母双方の同意を要するものとしています。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等については、その例外として差し支えありません。成人の他の家族（兄等）の同意での医療保護入院は差し支えありませんが、その際は、父母の判断を尊重してください。父母双方の同意がない場合は、その旨を余白にご記入ください。
- ④ 同意者の氏名が旧字の場合は、略字ではなく正確に記載してください。
- ⑤ 同意者が家庭裁判所で選任された者である場合は、選任書等の写しを添付してください。
- ⑥ 家族等の同意を得る際には、可能な範囲で運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行ってください。

Ⅲ 医療保護入院者の入院期間更新届

1 法定提出期限の厳守（再掲）

更新をしたときから 10 日以内に提出先の厚生センター・保健所に届くように提出してください。提出にあたっては、医療保護入院者退院支援委員会審議記録、同意書、また入院に際して同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは、選任書等の写しを添付してください。また、受理日は「発送日」ではなく、「到着日」となりますので、ご注意ください。

入院期間更新届は、6 か月を経過するまでは 3 か月、入院から 6 か月を経過した後は、6 か月毎に提出してください。

2 記載時の留意事項

(1)「日付」欄

更新届を提出する年月日を記載してください。

(2)「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- ① 記入漏れや間違いがないようご注意ください。記載してください。
- ② 生年月日は、届出日現在の満年齢を記載してください。

(3) 「医療保護入院年月日」欄

当該入院となった年月日を記載してください。

(4) 「今回の入院年月日・入院形態」欄

- ① 入院形態に関わらず、今回入院となった年月日及び入院形態を記載してください。この「今回の入院」には、特定医師による入院を含みます。その場合は、「法第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「法第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「法第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載してください。
- ② 複数の入院形態で継続入院している場合は、形態を時系列で記載してください（日付は記載しなくてもよい）。

(5) 「入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間」欄

上段は、前回の入院期間満了日の翌日の年月日を記載し、下段は、前回届出の「本更新後の入院期間」欄の年月日を記載してください。

(6) 「本更新後の入院期間」欄

医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から 6 か月を経過するまでの間は 3 か月、入院から 6 か月を経過した後は 6 か月を上限とした期限を定めて記載してください。

(7) 「病名」欄

入院期間更新届においては、必ず病名を確定し、ICD カテゴリーは、診断名と対応する F コード数字 2 桁又は 3 桁を記載してください。一定の治療期間を経て書かれるものであるため、疑い病名や暫定診断は返戻・照会の対象となります。

(8) 「入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果・症状の経過」欄

- ① 入院又は前回更新日から行った、各種療法等（薬物療法、精神療法、作業療法等）と、その治療結果（具体的な症状や状態像の経過等を含む）を記載してください。
- ② 症状の経過には、該当項目の番号に○をつけてください。

(9) 「現在の精神症状・その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像」欄

- ① 国際生活機能分類（ICF）の項目に準拠している「現在の精神症状」の諸項目につき当てはまるものを選択してください。次いで、医療保護入院の必要性の判断に関連する「その他の重要な症状」や「問題行動等」があ

れば、記載してください。その上で、これらを総括するように「現在の状態像」を当てはまるものにつき選択してください。

- ② 「現在の精神症状」においては、一般にこの書類作成までの過去数ヶ月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置き、該当項目を選択してください。
- ③ 「現在の状態像」において、用意された状態像に当てはまるものがなければ、「(10) その他」欄に適切な状態像を記載し、必ず何らかの状態像を選択あるいは記載してください。
- ④ 病名欄の記載と本欄の内容との整合性が保たれていることが必要です。

例 1) 主たる精神障害がアルツハイマー型認知症となっているのに、本欄のⅡ知能、Ⅲ記憶欄に全く記載がないのは適切ではありません。

例 2) 主たる精神障害がアルコール依存症となっているのに、本欄「その他の重要な症状」(3) 物質依存(アルコール)が選択・記載されていないのは適切ではありません。ただし、アルコール依存症が従たる精神障害である場合には、必ずしもアルコールの物質依存が「その他の重要な症状」として認められないこともあるので、この限りではありません。

例 3) 精神遅滞が「従たる精神障害」に記載された場合や、「身体合併症の病名」欄にてんかんの記載がある場合に、本欄の「知能」や「てんかん発作」等にチェックが必要です。

例 4) 主たる精神障害が認知症や精神遅滞に該当する診断名やアルコール依存症の場合には、医療保護入院を必要とする随伴症状や問題行動についての該当項目の選択や記載が必要です。

(10) 「医療保護入院の必要性」欄

医療保護入院を行うには、法 33 条第 1 項により、次の①から③の全てに該当することが必要です。本欄については、②及び③について具体的に記載してください。また、本人の同意に基づいた入院が行われるよう努めたこと、その結果、入院治療の同意が得られなかった事実の記載を含めて具体的に明記してください。

- ① 精神障害者であること
- ② 医療及び保護のため入院の必要のある者であること
- ③ 当該精神障害のために任意入院が行われる状態にない者であること

(11) 「今後の治療方針」欄

治療的対応について、患者本人の病識や治療意欲を得るための取り組みについて可能な限り個別性をもって記載してください。単に、「薬物療法・精神療

法」「現在の治療を継続する。」などとの記載のみでは、返戻・照会の対象となります。

(12)「本更新に係る診察年月日」欄

入院期間更新届の作成日や提出日ではなく、実際に診察した年月日を記載してください。診療録上の日付との整合性にご留意ください。

(13)「更新が必要と診断した精神保健指定医氏名」欄

診断した精神保健指定医自身の署名又は記名・押印してください。

くずしたサインのような署名がみられることがあります。誰もが判読できる書体で丁寧に書いてください。

(14)「退院に向けた取組の状況」欄

今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載してください。また、①から③について記載の上で、③については、「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付してください。

- ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
- ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
- ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等、

(15)「今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等」欄

家族等の氏名・性別・生年月日・住所・入院患者との関係を漏れなく記載してください。

(16)「今回の更新に同意をした家族等」欄

家族等の氏名・性別・生年月日・住所・入院患者との関係を漏れなく記載してください。前回の同意した家族等と同じ場合には記載は不要です。

(17)「法第 33 条第 8 項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等」欄

法第 33 条第 8 項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、レ点を入れることとし、同意書の添付は不要となります。ただし、法第 33 条第 6 項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族が、

- ① 法第 5 条第 2 項に規定する家族等に該当しなくなったとき、

- ② 死亡したとき、
- ③ 意思を表示できないとき

のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことにご留意ください。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知した家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載してください。

IV 措置入院者の定期病状報告書について

1 法定提出期限の遵守

措置入院者に係る定期病状報告書については、措置入院が採られた日が属する月の翌月を初月として、3か月後、6か月後、それ以降は6か月毎に提出先の厚生センター・保健所に提出してください。（例：令和6年4月21日措置入院の場合は、初回提出は令和6年7月末日まで、第2回提出は令和6年10月末日まで、第3回提出は令和7年4月末日まで）

措置入院で転院した場合の提出月は、転院日ではなく、措置入院開始年月から起算してください。

2 記載時の留意事項

(1) 「日付」欄

報告書を提出する年月日を記載してください。措置入院で転院している場合は、提出月は、措置入院開始年月日から起算します。転院ではないので注意してください。

(2) 「氏名・性別・生年月日・住所」欄

- ① 記入漏れや間違いのないようご注意ください。
- ② 生年月日は、届出日現在の満年齢を記載してください。

(3) 「措置年月日」欄

- ① 今回の措置（発令）年月日を記載してください。
- ② 転院があった場合は、措置入院を最初にした病院の入院日となります。

(4) 「今回の入院年月日・入院形態」欄

入院形態にかかわらず、今回入院となった年月日及び入院形態を記載してください。当初から措置入院の場合は、措置年月日と同一の年月日となります。

(5) 「前回の定期報告年月日」欄

本報告の提出が2回目以降の場合は、本欄に前回報告した年月日を記載してください。

(6)「病名」欄

定期病状報告書においては、必ず病名を確定し、ICD カテゴリーは、診断名と対応するFコードと数字2桁又は3桁を記載してください。

「定期病状報告書」においては、一定の治療期間を経て書かれるものであるので、疑い病名や暫定診断は返戻・照会の対象となります。

(7)「過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の仮退院の実績治療」欄

過去6か月間（3か月）の仮退院をした実績がある場合には、その回数及びその期間の延べ日数について記載してください。

(8)「過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の治療の内容とその結果」欄

「過去6か月（3か月）の治療の内容と、その結果」に加えて、この6か月間（3か月間）の治療的かかわりによっても、「措置解除できなかった問題行動」を中心として具体的に書いてください。

(9)「今後の治療方針（再発防止への対応含む）」の欄

自傷他害の再発防止への治療的対応について、個別に応じた具体的な取組みを記載してください。単に、「薬物療法・精神療法」「現在の治療を継続する。」などとの記載のみでは、返戻・照会の対象となります。

(10)「処遇、看護及び指導の現状」欄

該当項目について、○をつけてください。

(11)「退院に向けた取組の状況」欄

退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載してください。

(12)「重大な問題行動」欄

Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲んでください。

(13)「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄

- ① 過去数か月に認められた病状又は状態のうち、主に最近のそれに重点を置いて、該当する算用数字を○で囲んでください。必要に応じ「その他」等のカッコ内に具体的に記入してください。数字の選択漏れにご注意ください。
- ② 「現在の状態像」欄は、必ず選択してください。

(14)「診察時の特記事項」欄

診察時の状況や「重大問題行動」について追記してください。なお、項目Aより項目Bが多くなっているときには、具体的な追記が必要です。

(15)「本報告に係る診察年月日」欄

定期病状報告書の作成日や提出日ではなく、実際に診察された年月日を記載してください。診療録上の日付との整合性にご留意ください。

(16)「診察した精神保健指定医氏名」欄

診断した精神保健指定医自身の署名又は記名・押印してください。

くずしたサインのような署名がみられることがありますが、誰もが判読できる書体で丁寧に書いてください。